

## 【表紙】

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【公表書類】                                          | 発行者情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 【公表日】                                           | 2026年 8 月25日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【発行者の名称】                                        | 株式会社オーリーズ<br>(All' s & Company)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【代表者の役職氏名】                                      | 代表取締役社長 鈴木 多聞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 【本店の所在の場所】                                      | 東京都港区赤坂4丁目8-15 赤坂KOSENビル7階                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【電話番号】                                          | 03-6822-9240                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【事務連絡者氏名】                                       | コーポレート本部長 渡辺 憲彦                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【担当 J－A d v i s e r の名称】                        | フィリップ・キャピタル証券株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】                  | 代表取締役 永堀 真                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】                  | 東京都港区虎ノ門一丁目 2 3 番 1 号<br>虎ノ門ヒルズ 森タワー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される<br>ウェブサイトのアドレス】 | <a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【電話番号】                                          | 03-3666-2321                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】                              | <p>当社は、当社普通株式を2026年 9 月29日にTOKYO PRO Marketへ<br/>上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家<br/>向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に<br/>関する有価証券上場規定の特例第110条第3項の規定により、発<br/>行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 【公表されるホームページのアドレス】                              | 株式会社オーリーズ <a href="https://allis-co.com/">https://allis-co.com/</a><br>株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【投資者に対する注意事項】                                   | <p>1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスク<br/>を含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要<br/>件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。ま<br/>た、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第<br/>一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。</p> <p>2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1<br/>項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者<br/>情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないた<br/>めに必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、<br/>当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負<br/>います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていること<br/>を知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知ら<br/>ず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負<br/>いません。</p> <p>3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所<br/>金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketに<br/>おいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上<br/>場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－<br/>A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指<br/>導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホーム<br/>ページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。</p> <p>4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤<br/>解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限ら<br/>れません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。</p> |

## 第一部【企業情報】

### 第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

| 回次                                       | 第14期      | 第15期      |
|------------------------------------------|-----------|-----------|
| 決算年月                                     | 2024年12月  | 2025年12月  |
| 売上高 (千円)                                 | 1,398,588 | 1,358,635 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)                       | △2,340    | 25,898    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | △94,670   | 116,846   |
| 包括利益 (千円)                                | △94,670   | 116,846   |
| 純資産額 (千円)                                | △13,419   | 103,427   |
| 総資産額 (千円)                                | 2,429,997 | 2,361,833 |
| 1株当たり純資産額 (円)                            | △34.13    | 104.97    |
| 1株当たり配当額 (円)                             | -         | -         |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)            | △112.70   | 139.10    |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)                    | -         | -         |
| 自己資本比率 (%)                               | △0.6      | 4.4       |
| 自己資本利益率 (%)                              | △281.2    | 261.1     |
| 株価収益率 (倍)                                | -         | -         |
| 配当性向 (%)                                 | -         | -         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)                    | 136,413   | △24,607   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)                    | △90,741   | △3,144    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)                    | △56,991   | 90,515    |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円)                      | 1,292,561 | 1,355,325 |
| 従業員数 (名)                                 | 107       | 89        |
| (外、平均臨時雇用者数)                             | (3)       | (10)      |

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第14期、第15期ともに無配であるため、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第14期連結会計年度から連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第15期（2025年1月1日から12月31日まで）の連結財務諸表について太陽有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第14期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

| 年月      | 事項                                                              |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 2011年9月 | 東京都中央区において株式会社オーリーズを設立。                                         |
| 2013年4月 | 東京都中央区東日本橋にて運用型広告事業を開始。Google広告を中心とした広告運用支援サービスの提供を開始。          |
| 2019年2月 | アタラ合同会社と資本業務提携を締結。デジタルトランスフォーメーション支援の共同推進を開始。                   |
| 2022年3月 | クリエイティブ領域の強化を目的に、Qetic株式会社（東京都渋谷区）の株式を取得し、子会社化。                 |
| 2023年8月 | BtoB企業向けの統合マーケティング支援の強化を目的に、株式会社セールスリクエスト（東京都世田谷区）の株式を取得し、子会社化。 |
| 2024年9月 | 本社を東京都港区赤坂に移転。グループ各社とのオフィス統合を実施。                                |
| 2025年1月 | Qetic株式会社の全株式を株式会社テー・オー・ダブリューへ譲渡。                               |
| 2026年1月 | インサイドセールス支援の強化を目的に、株式会社Maroo（東京都渋谷区）の株式を取得し、子会社化。               |
| 2026年3月 | 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得（ISO/IEC 27001）。                  |

株式会社オーリーズは、2011年9月、東京都中央区において社会課題解決型クラウドファンディング事業を通じて社会構造の抜本的な変革に寄与することを目的に設立されました。

当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

株式会社オーリーズは、「あなたを、叶える。」をミッションに掲げ、運用型広告を起点としたマーケティング支援事業を展開しております。広告主の事業成長を目標に、運用型広告の戦略立案から運用実行、効果検証に至るまでを一貫して支援するとともに、マーケティングテクノロジーツールの導入・運用支援やインサイドセールス支援事業を通じて、顧客のマーケティング基盤の構築を支援しております。東京都を拠点に、業種・業態を問わず全国の広告主を支援しております。当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであり、事業内容は「広告運用支援」「マーケティングテクノロジー支援」「インサイドセールス支援」の3つのサービスに大別されます。

### 3【事業の内容】

#### 1. 事業の概況

当社グループは、株式会社オーリーズ及び子会社である株式会社セールスリクエスト並びに2026年1月に株式の100%を取得し子会社化した株式会社Marooの計3社で構成されており、「マーケティング支援事業」の単一セグメントを展開しております。

近年、企業のマーケティング活動におけるデジタル化及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の需要は急速に拡大しており、広告運用、データ解析ツールの導入、さらには獲得したリード（見込み顧客）を商談・成約へ繋げるインサイドセールス領域まで、各プロセスの高度な連携が求められております。

このような市場環境のもと、当社グループは、顧客企業のマーケティング戦略の上流工程（戦略立案）から下流工程（広告運用、テクノロジー実装、営業プロセスの構築・運用代行）までを「一気通貫」で支援する体制を構築しております。

具体的には、当社が「広告運用支援サービス」及び「マーケティングテクノロジー支援サービス」を担い、子会社である株式会社セールスリクエスト及び株式会社Marooが「マーケティングテクノロジー支援サービス」及び「インサイドセールス支援サービス」を担うことで、グループシナジーを最大限に発揮し、顧客企業の売上拡大及びマーケティング投資対効果（ROI）の最大化に貢献しております。

#### 2. サービス別の内容

##### （1）広告運用支援サービス（担当：株式会社オーリーズ）

当社は、Google広告、Yahoo!広告、Meta広告（Facebook・Instagram）、X（旧Twitter）広告、LINE広告、Microsoft広告、Amazon広告等の各種運用型広告プラットフォームにおける戦略立案、アカウント設計、広告運用及び効果改善を一貫して支援しております。また、広告効果の最大化に向けて、ユーザーの着地ページとなるLP（ランディングページ）やバナー等の広告クリエイティブの企画・制作・LP0（ランディングページ最適化）も自社内で手掛けております。

当社の広告運用支援における競争優位性は、以下の3点にあります。

##### ① 非分業型の支援体制（ストラテジストによる一気通貫体制）

一般的な広告代理店においては、営業担当（アカウントプランナー）と運用担当（コンサルタント）が分業する体制が主流ですが、当社では1人の担当者（ストラテジスト）が、顧客との直接のコミュニケーション、戦略立案、アカウント設計、実際の広告運用、効果検証までを一貫して担当する「非分業型」の体制を採用しております。これにより、情報の伝達ロスやタイムラグを排除し、顧客の事業理解に基づいた迅速かつ的確な意思決定と広告運用の最適化、およびコミュニケーションコストの大幅な削減を実現しております。

##### ② 担当社数の制限による深い事業理解

当社では、ストラテジスト1人が同時に支援する顧客数を4社までに厳格に制限しております。一般的な広告代理店における1人あたりの担当社数（数十社～100社程度）と比較して、1社に対して圧倒的な時間とリソースを投下できる体制を整えております。これにより、単なる広告運用代行の枠に留まらず、顧客企業のビジネスモデル、LTV（顧客生涯価値）、競合環境などを深く理解した上で、経営戦略に直結するマーケティング支援を行うことが可能となっております。

##### ③ NPS（顧客推奨意向）を基軸とした品質管理体制

当社は、短期的な売上目標（取扱高の拡大）を現場の最優先ミッションとせず、NPS（Net Promoter Score：顧客推奨意向スコア）を重要業績評価指標（KPI）として品質管理を行っております。全顧客を対象とした年2回の推奨意向インタビュー（SQ：Service Quality）を第三者的な視点から実施し、顧客満足度を定量的に測定・改善するサイクルを確立しております。

この取り組みの結果、2018年から2025年における平均NPSは34ポイント、直近2025年下期は52ポイントと、比較的高い水準を記録しております。また、この高い顧客信頼度を背景に、平均プロジェクト継続期間は3.2年となっており、ストック型の安定した収益基盤の構築に寄与しております。

##### （2）マーケティングテクノロジー支援サービス（担当：株式会社オーリーズ、株式会社セールスリクエスト、株式会社Maroo）

当社グループは、広告運用支援の効果を最大化し、また顧客企業がデータドリブンな意思決定を行うためのマーケティング基盤（テクノロジースタック）の導入及び運用支援を行っております。

具体的には、以下のツールの選定、初期要件定義、システム間のデータ連携（API連携等）、および導入後の運用定着化を支援しております。

アクセス解析・広告効果計測ツール

Google Analytics（GA4）等の設定・カスタマイズ

CRM/SFA（顧客関係管理・営業支援システム）

Salesforce、HubSpot等の構築

MA（マーケティングオートメーション）

リード育成（ナーチャリング）のためのシナリオ設計・配信設定

BI（ビジネスインテリジェンス）ツール

Looker Studio、Tableau等を用いたマーケティングデータの可視化ダッシュボード構築

これにより、広告の「クリック」や「リード獲得」といった手前の指標だけでなく、最終的な「商談」「受注」「売上」にどの広告施策が寄与したのかを可視化する基盤を提供しております。

（３）インサイドセールス支援サービス（担当：株式会社セールスリクエスト、株式会社Maroo）

当社グループでは、子会社である株式会社セールスリクエスト及び株式会社Marooを通じて、主としてBtoB企業（法人向けビジネスを展開する企業）を対象としたインサイドセールス支援サービスを提供しております。

Web広告等で獲得したリード（見込み顧客）に対して、適切なタイミングで非対面（電話、メール、オンライン商談等）でのアプローチを行い、購買意欲を高めた上で効率的にフィールドセールス（商談・成約担当）へ引き渡す仕組みを構築・運用いたします。

主なサービス内容は以下のとおりです。

インサイドセールス組織の立ち上げ・プロセス設計

ターゲットリストの抽出、アプローチシナリオおよびトークスクリプトの作成、KPIの設定

営業オペレーションの構築・BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）

当社グループの専門スタッフによる実務の代行、および顧客企業のSalesforce等のSFA/CRMへのデータ入力・管理の徹底

データフィードバック

アプローチの過程で得られた「顧客の生の声（不採用理由やニーズの傾向）」を、上流の広告施策やマーケティング戦略へとフィードバックする仕組みの運用

### 3. 当社グループの特長及び競争優位性の源泉

（１）「まるで内製チームのような外部支援」による高LTVの実現

当社グループは、顧客企業にとっての「まるで内製チームのような外部支援」を中核的な提供価値として掲げております。

これを実現しているのが、前述の「非分業型の体制」と「担当社数の厳格な制限」の組み合わせです。一般的なアウトソーシング会社のように、指示された作業をこなすだけの「受託者」ではなく、顧客企業のチャットツール（SlackやTeams等）や定例ミーティングに深く入り込み、マーケティング部門の「一員」として機能いたします。

この伴走型のスタイルにより、顧客企業との強固な信頼関係が構築され、長期的な契約継続（プロジェクトのストック化）による安定的な収益構造を実現しております。

（２）リード獲得から商談・受注までの統合支援（フルファンネルでのROI最適化）

当社グループの最大の強みは、「運用型広告による認知・リード獲得」から「マーケティングテクノロジーを活用したデータ基盤構築・リード育成」、そして「インサイドセールスによる商談化・受注」までを、グループ内で一貫通貫して統合支援できる体制にあります。

特にBtoB企業においては、マーケティング部門（広告担当）と営業部門（商談担当）の間でデータや評価指標が分断され、マーケティング投資の最終的な「売上貢献度（ROI）」が不透明になっているケースが散見されます。

当社グループは、このプロセスを垂直統合し、どの広告から入ったリードが最終的にいくらの受注に繋がったのかを完全に可視化・最適化します。これにより、部分最適にとどまらない、顧客企業の事業成長に直結する本質的なマーケティング・ソリューションの提供を可能としております。

当社グループが提供する主なサービスの内容を図に表すと以下のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

| 名称                             | 住所      | 資本金<br>(千円) | 主要な事業の<br>内容  | 議決権の所有（又は被<br>所有）割合<br>(%) | 関係内容   |
|--------------------------------|---------|-------------|---------------|----------------------------|--------|
| (連結子会社)<br>株式会社セールスリクエスト（注）3，4 | 東京都世田谷区 | 3,000       | マーケティング<br>支援 | 100                        | 役員兼任1名 |

（注）1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 株式会社セールスリクエストについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

|          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| 主要な損益情報等 | ①売上高   | 366,406千円 |
|          | ②経常損益  | 29,670千円  |
|          | ③当期純利益 | 21,931千円  |
|          | ④純資産額  | 65,556千円  |
|          | ⑤総資産額  | 127,510千円 |



## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

| セグメントの名称    | 従業員数（名） |
|-------------|---------|
| マーケティング支援事業 | 97 [16] |
| 合計          | 97 [16] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 従業員数が前期の107名から18名減少しておりますが、この主な要因は、当連結会計年度において、連結子会社であったQetic株式会社の全株式を売却し、連結除外としたことによるものであります。
3. 上表は2026年1月に株式の100%を取得し子会社化した株式会社Marooの人員を含んでおります。

### (2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

| 従業員数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 74      | 33.3    | 3.1       | 6,276      |

| セグメントの名称    | 従業員数（人） |
|-------------|---------|
| マーケティング支援事業 | 74 [0]  |
| 合計          | 74 [0]  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しています。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### （1）業績

当連結会計年度における国内経済は、企業のマーケティング投資に対する選別姿勢が継続し、広告効果の可視化や費用対効果の厳格化が一段と進展する環境となりました。特に運用型広告市場では、高度なデータ活用力および専門性が求められる一方、競争環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループはマーケティング／セールス領域支援事業において、既存顧客との関係深化および提供サービスの高付加価値化を推進し、収益性の改善に取り組んでまいりました。また、組織体制の最適化や業務プロセスの効率化にも注力いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,358,635千円（前期比2.9%減）となりました。売上高は前期比で減少したものの、売上原価の圧縮により売上総利益は1,110,588千円（前期比9.1%増）となり、利益率は改善いたしました。

販売費及び一般管理費は1,078,180千円となりましたが、売上総利益の増加により、営業利益は32,408千円（前期3,474千円）と大幅な増益となりました。営業利益率は2.4%となっております。

営業外損益を含めた経常利益は25,898千円（前期は経常損失2,340千円）となり、営業段階における収益改善が経常利益段階にも反映されました。

特別損益においては、関係会社株式売却益111,734千円を計上したことにより、税金等調整前当期純利益は137,633千円（前期は税金等調整前当期純損失82,291千円）となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は116,846千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失94,670千円）となり、黒字転換を達成いたしました。

※当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

#### （2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,355,325千円（前連結会計年度比62,763千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は24,607千円（前連結会計年度は136,413千円の収入）となりました。これは主として、仕入債務の減少額56,582千円、売上債権の減少額34,849千円があったこと等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は3,144千円（前連結会計年度は90,741千円の支出）となりました。これは主として、投資有価証券の取得による支出12,500千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出16,658千円、定期預金の引出による収入30,000千円があったこと等によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は90,515千円（前連結会計年度は56,991千円の支出）となりました。これは長期借入れによる収入380,000千円、社債の発行による収入241,354千円、長期借入金の返済による支出270,839千円、社債の償還による支出260,000千円があったこと等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はございません。

### (2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はございません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称         | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) | 前年同期比 (%) |
|------------------|-----------------------------------------|-----------|
| マーケティング支援事業 (千円) | 1,358,635                               | 97.1      |
| 合計 (千円)          | 1,358,635                               | 97.1      |

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先        | 前連結会計年度<br>(自 2024年1月1日<br>至 2024年12月31日) |        | 当連結会計年度<br>(自 2025年1月1日<br>至 2025年12月31日) |        |
|------------|-------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|--------|
|            | 金額 (千円)                                   | 割合 (%) | 金額 (千円)                                   | 割合 (%) |
| オフィスコム株式会社 | 140,659                                   | 10.1   | 165,785                                   | 12.2   |
| 株式会社キーエンス  | -                                         | -      | 139,604                                   | 10.3   |

(注) 前連結会計年度の株式会社キーエンスに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

#### （１）顧客開拓の強化

現状の新規顧客開拓は、「経営陣の人脈による開拓」「既存顧客からの紹介」「コーポレートサイト等での問い合わせ獲得」が主な手法となっています。今後の事業拡大を見据えると、新規顧客開拓数を増やし、契約締結までの期間を短縮することで新規顧客数を増加することが重要だと考えております。そのため、自社マーケティングチームの強化をしてまいります。

#### （２）業務生産性の向上

当社の一層の成長のためには、業務生産性の向上が不可欠だと考えております。業務生産性を高めることで、各コンサルタントの対応可能領域を増やすことができ、売上増加にも繋がります。DX（デジタルトランスフォーメーション）にも注力し、SaaS（Software as a Service）などのクラウドサービスの導入、教育の実施などを行い、業務生産性を高めていきたいと考えております。

#### （３）優秀な人材の採用及び育成

多くの業界でオンライン化が進み、コンサルタント領域の人材は採用市場でも枯渇している状況です。従来の求人広告、有料職業紹介だけでなく、SNS 運用など、様々なチャネルを用いて、優秀な人材を採用していきたいと考えております。また、社内教育の充実、業務マニュアルの作成などにも注力し、採用した人材の早期育成にも取り組んでいきたいと考えております。

#### （４）内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、更なる事業の拡大と継続的な成長を実現するために、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。これに対し、監査役と内部監査の緊密な連携、定期的な内部監査の実施、経営陣および従業員に対する研修の充実を図り、内部統制の強化と適切なガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### （１）景気動向の影響に関するリスク

Web広告は景気動向の影響を受けやすい性質を持っており、景気が不透明な状況下では、広告費を削減する企業が増加する傾向があります。こうしたリスクに対処するため、当社は競争優位性を維持しながら顧客支援の範囲を拡大するなど、様々な施策を講じていますが、これらの施策が計画通り推移せず、社会の景気動向が悪化し、顧客が広告費等の支出削減をされた場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

##### （２）競合増加に関するリスク

当社が提供するマーケティング支援事業においては、競争企業やフリーランス人材が多数存在しており、価格面での競争が激化しています。特にフリーランス人材の増加により、顧客が当社ではなく低価格な競合を選択するケースが増加する可能性があります。当社は、NPS経営によるマーケティング支援を通じて差別化を図っていますが、顧客のニーズに迅速かつ的確に対応できなかった場合、財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

##### （３）人材の採用及び育成に関するリスク

当社は、事業拡大および新規事業の創出を実現するために、市場動向に迅速に対応できる優秀な人材の採用と育成を重要視しております。事業展開の計画に基づき、人材の確保と育成に取り組んでおりますが、当社が求める人材を十分に確保できない場合及び育成が進まなかった場合、財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

##### （４）特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である鈴木多聞は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略の策定および遂行において極めて重要な役割を担っています。経営組織の強化や幹部社員への情報共有を通じて、同氏への依存度を低減させる取り組みを進めていますが、同氏が業務を継続できなくなった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

##### （５）システムリスクについて

当社は、事業運営においてシステムやインターネットインフラに依存しております。自然災害やサイバー攻撃、不正アクセス、ハードウェア障害等によりシステムに障害が発生し、顧客サービスの停止や情報漏洩が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当社は定期的なセキュリティ診断やシステムの更新を実施し、リスクを最小限に抑える対策を図ってまいります。

##### （６）業績の季節変動について

当社の売上高及び営業利益は、マーケティング支援の受注状況や、採用計画によって変動しており、事業環境や顧客の予算編成時期、広告需要の変動等により、売上が特定の時期に集中する可能性があります。このような収益の季節変動及び阻害要因が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、特定の業界や顧客に依存することがないよう販売先を拡充するとともに、収益の季節的変動の影響を受けにくいサービスの強化を図っていく方針であり、事前の財務計画や資金繰りの調整が必要となる場合には柔軟な資金運用体制を構築してまいります。

##### （７）訴訟等について

当社は、本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかし、今後、契約や知的財産権の問題、製品やサービスに関連するクレームが発生した場合、訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。こうしたリスクに備えるため、当社は顧問弁護士と契約し、法務体制の強化を図るとともに、コンプライアンス遵守の徹底を通じてリスクヘッジに努めております。

(8) 小規模組織であることについて

2025年12月31日現在、当社は総従業員数100名以下の小規模な組織であると認識しております。現状は、これに応じた内部管理体制及び業務執行体制になっておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、内部管理体制とのアンバランスが生じ、適切な業務運営が困難となり当社の事業活動に支障を来し、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強並びに内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。

(9) 法的規制

当社の事業は、特定の法的規制を直接受けるものではありませんが、一般的な会社運営において個人情報保護法や不当表示防止法等、関連法令への対応が求められます。法令の改正や新たな施行によっては、当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当社は、こうしたリスクに備え、顧問弁護士と密にコミュニケーションを取りながら、法務体制の整備とコンプライアンスの徹底に努めております。

(10) 個人情報、情報セキュリティについて

当社は、事業運営上の特性から大規模な個人情報を取り扱うことはありませんが、顧客情報や従業員情報など一部の個人情報を取り扱っております。当社では、これらの情報について厳格な管理体制を構築し、情報の取扱い等に関する規程の整備や従業員への周知及び徹底を図る等、情報セキュリティを強化しておりますが、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等により、万一これら情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、事故等について

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社が取引する事業者の事業拡大・企業の成長マインドの冷え込みによるコンサルティングサービスに対する需要の減少等や、当社の事業運営に支障をきたす場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 技術革新への対応

当社の事業領域では、技術革新のスピードが速く、競合優位性を維持するためには新たな技術やサービスの導入が不可欠です。技術革新に対応できない場合や、導入した技術が顧客の期待を満たさない場合、当社サービスの競争力が低下する可能性があります。また、技術革新に対応するために必要となる追加投資等の支出が拡大した場合には採算悪化による利益の低下に繋がり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、当社では社内勉強会の実施や情報共有を積極的に行い、常に最新の情報をインプットできる体制を整えております。また、社員のスキルアップを通じて、技術革新に柔軟に対応する能力を高めております。

(13) 外注先の確保

当社は一部業務を外部委託しておりますが、適切な外注先が確保できない場合や外注先の業務品質が低下した場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、当社では外注先との密なコミュニケーションを図り、円滑な連携を維持する体制を整えています。また、リスク軽減および品質向上を目的に、業務の内製化を積極的に推進し、重要な業務については自社での対応力を強化しております。

(14) 販売先への依存

当グループの売上高のうち、当連結会計年度におけるオフィスコム株式会社向けの売上が12.2%、株式会社キーエンス向けの売上が10.3%を占めております。当社は当該販売先と良好な関係を維持しておりますが、当該販売先の経営方針及び経営状況などの外的要因により、同社からの受注が大幅に減少した場合、当社の財政状態及び経営成績等に重大な影響が及ぶ可能性があります。今後も同販売先との関係を強化する方針ですが、他の販売先との取引拡大による顧客基盤の多様化を進めることで、相対的に依存度を低くしていく方針であります。

(15) 配当政策について

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、現時点において、配当の実施予定はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

#### (16) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当 J-Adviser に指定し、フィリップ・キャピタル証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）は JAdviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく事業再生又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(d)の場合の区分に従い、当該(a)から(d)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく事業再生を行う場合

当該再建計画が、早期事業再生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(d) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

##### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である

旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等



次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確定となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粹持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、株式会社Maroo(以下、「Maroo」という。)の株式を100%取得することを決議し、Maroo代表取締役の山梨寛弥氏と株式譲渡契約を締結いたしました。詳細については、「第6【経理の状況】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(重要な後発事象)」に記載しているため、ここでの記載を省略しております。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当連結会計年度の財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ43,637千円減少（2.0%減）し2,067,752千円となりました。これは主として、売掛金の減少55,794千円、前渡金の減少10,267千円があった一方で、現金及び預金の増加37,568千円があったこと等によるものであります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ24,526千円減少（7.7%減）し294,080千円となりました。これは主として、のれんの減少34,618千円、繰延税金資産の減少12,857千円があった一方で、投資有価証券の増加26,355千円があったこと等によるものであります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ155,271千円減少（11.6%減）し1,182,723千円となりました。これは主として、買掛金の減少61,133千円、未払金の減少26,206千円、未払法人税等の減少32,913千円、1年内返済予定の長期借入金の減少43,854千円があった一方で、1年内償還予定の社債の増加25,000千円があったこと等によるものであります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ29,739千円減少（2.6%減）し1,075,682千円となりました。これは主として、社債の減少35,000千円があったこと等によるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上116,846千円により前連結会計年度末に比べ116,846千円増加し、103,427千円となりました。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### (5) キャッシュ・フローの分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (6) 運転資本

上場予定日（2026年9月29日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

### (1) 発行者

2025年12月31日現在

| 事業所名<br>(所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額（千円） |        | 従業員数<br>(名) |
|---------------|-------|----------|--------|-------------|
|               |       | 建物附属設備   | 合計     |             |
| 本社<br>(東京都港区) | 本社事務所 | 28,246   | 28,246 | 73          |

### (2) 子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。



## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 連結会計年度末現在発行数(株)<br>(2025年12月31日) | 公表日現在発行数(株)<br>(2026年8月25日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容                   |
|-----------------------|-------------|-----------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 普通株式                  | 10,000,000  | 7,260,000 | 840,000                          | 2,740,000                   | 非上場                        | 権限内容に何ら限定のない株式であります。 |
| A種類株式                 | －           | －         | 1,900,000                        | －                           | 非上場                        | 優先配当を目的とした株式であります。   |
| 計                     | 10,000,000  | 7,260,000 | 2,740,000                        | 2,740,000                   | －                          | －                    |

(注) 1. 2026年6月29日に臨時株主総会を開催し、以下のことを決議し定款変更を行いました。

- 1) 2026年6月29日付でA種類株式を廃止して普通株式に転換する。
- 2) 2026年6月29日付で発行可能株式総数を30,000,000株減少させ、10,000,000株とする。
- 2) 2026年6月29日付で単元株制度を採用し、1単元の株式数を1株から100株とする。

#### 2. A種類株式の内容

- 1) 当社は、定款に定める期末配当金の支払いに際し、A種類株式を有する株主（以下「A種類株主」という）又はA種類株式の登録株式質権者に対して、普通株式に先立ち、A種類株式1株につき、直前期末簿価純資産額の30%に相当する金額を発行済A種株式数で除した額（以下「A種類優先配当金」といい、この額に小数部分が生じる場合、当該小数部分については切り捨てる）を配当する。なお、当該配当金支払いの基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日よりA種類株主又はA種類登録質権者に対して配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 2) ある事業年度におけるA種類株主又はA種類登録質権者に対する剰余金の配当の額が、A種類株式1株につきA種類優先配当金に達しない場合は、そのA種類株式1株当たりの不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- 3) A種類株主又はA種類登録質権者に対しては、A種類優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

| 区分                                         | 最近事業年度末現在<br>(2025年12月31日)                              | 公表日の前月末現在<br>(2026年7月31日) |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                                 | 3,000(注) 1                                              | -(注) 7                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | -                                                       | -(注) 7                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式                                                    | -(注) 7                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | 300,000(注) 1                                            | -(注) 7                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | 32(注) 2                                                 | -(注) 7                    |
| 新株予約権の行使期間                                 | 2022年11月25日から<br>2037年11月24日まで                          | -(注) 7                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の<br>発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 32<br>資本組入額 16(注) 3                                | -(注) 7                    |
| 新株予約権の行使の条件                                | (注) 4                                                   | -(注) 7                    |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の<br>取得については、当社取<br>締役会の決議による承認<br>を要するものとする。 | -(注) 7                    |
| 代用払込みに関する事項                                | -                                                       | -(注) 7                    |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | (注) 6                                                   | -(注) 7                    |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(注)1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、32円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。
- ① 行使価額を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合(但し、当該発行金額が会社法199条第3項、同第200条第2項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。)
  - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
  - ③ 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
  - ④ 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合(但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会が第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。)
- (2) 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役等の役員若しくは使用人、顧問、業務委託先等の社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役若しくは監査役等の役員若しくは使用人、顧問、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職等、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ⑦ 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - ⑧ 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (6) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (7) 本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

#### 5. 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- ② 本新株予約権者が第12項に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合又は当社所定の書面により本新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合、当社は本新株予約権を無償で取得する。
- ③ 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

#### 6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して

「組織再編行為」という。)をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

⑦新株予約権の取得事由及び取得条件

(注)5に準じて決定する。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。)の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 当該新株予約権は、2026年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月31日付でその全部を消却しております。

## 第2回新株予約権

| 区分                                         | 最近事業年度末現在<br>(2025年12月31日)                              | 公表日の前月末現在<br>(2026年7月31日) |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                                 | 1,074(注) 1                                              | 935(注) 1                  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | 59                                                      | 30                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式                                                    | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | 107,400(注) 1                                            | 93,500(注) 1               |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | 65(注) 2                                                 | 同左(注) 2                   |
| 新株予約権の行使期間                                 | 2026年4月20日から<br>2034年4月19日まで                            | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の<br>発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 65<br>資本組入額 33(注) 3                                | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                                | (注) 4                                                   | 同左                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 譲渡による新株予約権の<br>取得については、当社取<br>締役会の決議による承認<br>を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                                | —                                                       | 同左                        |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | (注) 6                                                   | 同左                        |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)(注)1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、65円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得事由
- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
  - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。
  - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定する。
  - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注) 5 に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第 3 回新株予約権

| 区分                                          | 最近事業年度末現在<br>(2025年12月31日)                              | 公表日の前月末現在<br>(2026年7月31日) |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数 (個)                                 | 607 (注) 1                                               | 488 (注) 1                 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)                       | 35                                                      | 40                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                            | 普通株式                                                    | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株)                         | 60,700 (注) 1                                            | 48,800 (注) 1              |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円)                          | 95 (注) 2                                                | 同左                        |
| 新株予約権の行使期間                                  | 2027年4月19日から<br>2035年4月18日まで                            | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の<br>発行価格及び資本組入額 (円) | 発行価格 95<br>資本組入額 48 (注) 3                               | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                                 | (注) 4                                                   | 同左                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                              | 譲渡による新株予約権の<br>取得については、当社取<br>締役会の決議による承認<br>を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                                 | —                                                       | 同左                        |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                    | (注) 6                                                   | 同左                        |

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(注) 1 に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、95円とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了



日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 3 に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注) 5 に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第4回新株予約権

| 区分                                         | 最近事業年度末現在<br>(2025年12月31日) | 公表日の前月末現在<br>(2026年7月31日)                               |
|--------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数(個)                                 | -                          | 800(注) 1                                                |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | -                          | 14                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | -                          | 普通株式                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | -                          | 80,000(注) 1                                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | -                          | 215(注) 2                                                |
| 新株予約権の行使期間                                 | -                          | 2028年4月21日から<br>2036年4月20日まで                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の<br>発行価格及び資本組入額(円) | -                          | 発行価格 215<br>資本組入額 108(注) 3                              |
| 新株予約権の行使の条件                                | -                          | (注) 4                                                   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | -                          | 譲渡による新株予約権の<br>取得については、当社取<br>締役会の決議による承認<br>を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項                                | -                          | -                                                       |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | -                          | (注) 6                                                   |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(注) 1 に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、215円とする。  
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（東京プロマーケットその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

#### 6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、表内「新株予約権の目的となる株式の数(株)」及び(注)1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表内「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

(注)5に準じて決定する。

7. 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                | 発行済株式総数<br>増減数 (株) | 発行済株式総<br>数残高 (株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金増<br>減額 (千円) | 資本準備金残<br>高 (千円) |
|--------------------|--------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------|------------------|
| 2022年11月22日<br>(注) | 2,738,630          | 2,740,000         | —              | 33,000        | —                 | —                |

(注) 2022年11月22日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより株式数は2,738,630株増加し、2,740,000株となっております。

## (6) 【所有者別状況】

## ①普通株式

2026年6月30日現在

| 区分            | 株式の状況（1単元の株式数1株） |      |          |           |       |    |           |           | 単元未満株式の状況<br>（株） |
|---------------|------------------|------|----------|-----------|-------|----|-----------|-----------|------------------|
|               | 政府及び地方公共団体       | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人    | 外国法人等 |    | 個人その他     | 計         |                  |
|               |                  |      |          |           | 個人以外  | 個人 |           |           |                  |
| 株主数（人）        | －                | －    | －        | 2         | －     | －  | 5         | 7         | －                |
| 所有株式数<br>（単元） | －                | －    | －        | 1,550,000 | －     | －  | 1,190,000 | 2,740,000 | －                |
| 所有株式数の割合（％）   | －                | －    | －        | 56.6      | －     | －  | 43.4      | 100       | －                |

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

| 区分             | 株式数（株）            | 議決権の数（個）       | 内容 |
|----------------|-------------------|----------------|----|
| 無議決権株式         | —                 | —              | —  |
| 議決権制限株式（自己株式等） | —                 | —              | —  |
| 議決権制限株式（その他）   | —                 | —              | —  |
| 完全議決権株式（自己株式等） | —                 | —              | —  |
| 完全議決権株式（その他）   | 普通株式<br>2,740,000 | 普通株式<br>27,400 | —  |
| 単元未満株式         | —                 | —              | —  |
| 発行済株式総数        | 2,740,000         | —              | —  |
| 総株主の議決権        | —                 | 27,400         | —  |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。



(9) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、当連結会計年度は配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の拡充を図る方針であります。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の2回を基本方針としており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会の決議によって行うことができる旨、定款で定めております。

#### 4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

男性5名 女性0名 （役員のうち女性の比率0％）

| 役名    | 職名  | 氏名   | 生年月日            | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 任期       | 報酬       | 所有株式数<br>(株)                              |
|-------|-----|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|-------------------------------------------|
| 代表取締役 | 社長  | 鈴木多聞 | 1985年<br>11月24日 | 2009年4月 ㈱日本エル・シー・エー入社<br>2011年9月 当社代表取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (注)<br>1 | (注)<br>3 | 普通株式<br>1,960,000<br>(1,300,000)<br>(注) 4 |
| 取締役   | 副社長 | 足立誠愛 | 1986年<br>5月9日   | 2009年4月 ㈱ワークスアプリケーションズ入社<br>2013年5月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (注)<br>1 | (注)<br>3 | 普通株式<br>500,000<br>(250,000)<br>(注) 5     |
| 取締役   | —   | 原秀一  | 1986年<br>10月12日 | 2009年4月 ㈱日本通運入社<br>2013年4月 ㈱インテリジェンス入社<br>2016年7月 弁護士ドットコム㈱入社<br>2018年4月 合同会社セールスリクエスト代表社員<br>2022年11月 ㈱セールスリクエスト代表取締役（現任）<br>2024年3月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (注)<br>1 | (注)<br>3 | —                                         |
| 監査役   | —   | 中村光裕 | 1986年<br>1月14日  | 2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所<br>2007年12月 あらた監査法人（現PwC J a p a n有限責任監査法人）入所<br>2012年3月 株式会社シグマックス（現㈱シグマックス・ホールディングス）入社<br>2014年3月 みずほ証券㈱入社<br>2018年6月 中村光裕公認会計士事務所設立代表（現任）<br>2018年12月 ㈱アルファネット代表取締役（現任）<br>2020年5月 リーズンホワイ㈱（現スペシャリスト・ドクターズ㈱）監査役<br>2020年6月 ㈱mirror ball監査役<br>2022年4月 INSIGHT LAB㈱監査役（現任）<br>2023年3月 当社監査役（現任）<br>2023年6月 セルプロモート㈱監査役（現任）<br>2023年7月 ㈱エーシーネクスト監査役<br>2025年3月 ㈱mirrorballホールディングス（現SYNRA GROUP㈱）監査役（現任）<br>2025年5月 ARCHIPELAGO㈱監査役（現任）<br>2025年7月 ㈱アーラリンク監査役（現任） | (注)<br>2 | (注)<br>3 | —                                         |
| 監査役   | —   | 小松徹也 | 1977年<br>5月3日   | 2001年4月 ㈱商工組合中央金庫入社<br>2008年12月 岩田合同法律事務所入所（現任）<br>2020年6月 ㈱ゼロフィールド監査役<br>2021年6月 ㈱レバレッジ（現 VALX㈱）監査役（現任）<br>2022年5月 日本電気㈱プロフェッショナル嘱託社員<br>2024年6月 一般社団法人如水会監事（現任）<br>2025年4月 当社監査役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (注)<br>2 | (注)<br>3 | —                                         |
| 計     |     |      |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          |          | 2,460,000                                 |

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年6月29日開催の臨時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2026年6月29日開催の臨時株主総会終結の時から2029年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は66,287千円を支給しております。
4. 所有株式数の()内の数値は、所有株式数の内、同氏資産管理会社合同会社T&C0による間接保有株式数となっております。
5. 所有株式数の()内の数値は、所有株式数の内、同氏資産管理会社合同会社インテグリティによる間接保有株式数となっております。
6. 監査役中村光裕氏並びに小松徹也氏は社外監査役であります。

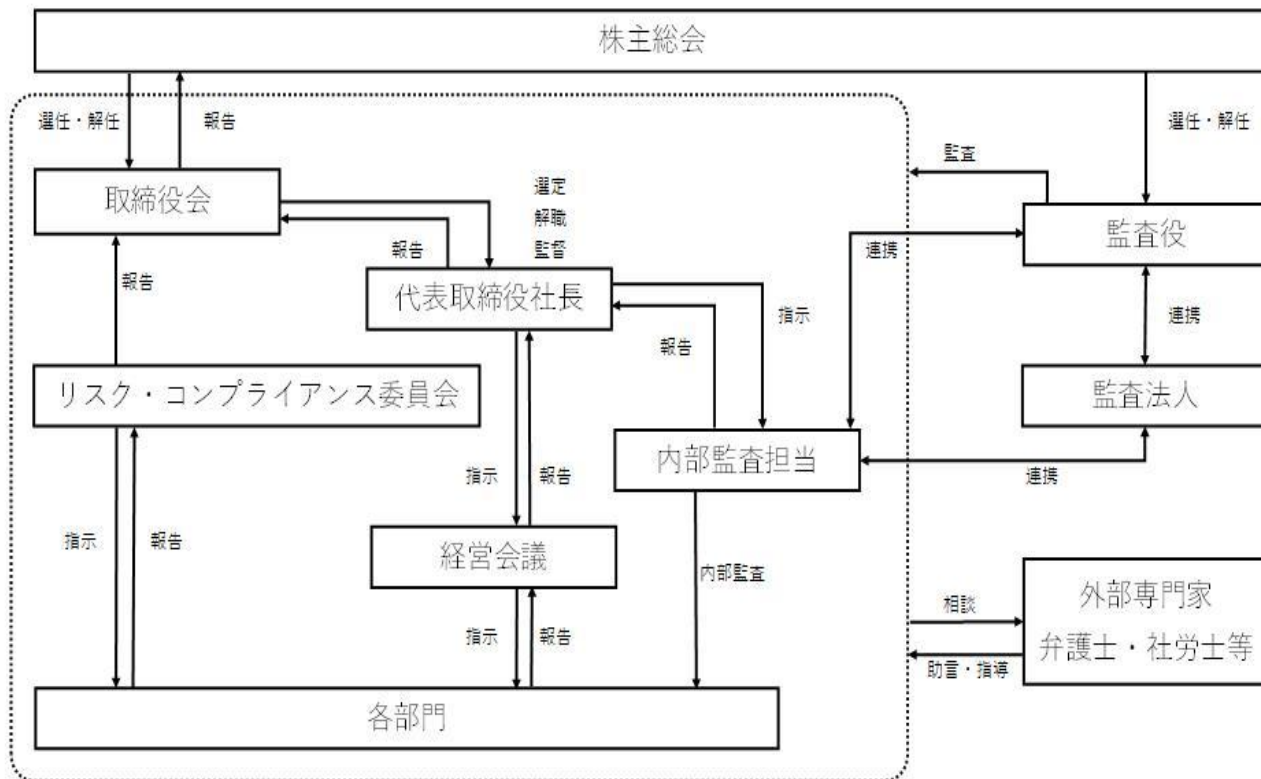
## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めるため、法令遵守に基づき、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主や顧客など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しています。そのために、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制作りの整備に努めております。

#### ②会社の機関の内容



#### イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

#### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

#### ハ. 会計監査

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は本間洋一氏、尾形隆紀氏の2名であり、いずれも継続監査年数2年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名及びその他5名であります。

なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ニ. 内部監査担当

当社は、内部監査体制を整備するため、内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は代表取締役社長及び被監査部門に報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めております。

#### ホ. リスクコンプライアンス委員会

当社のリスクコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 鈴木多聞）は、全社的なリスク管理とコンプライアンス推進を目的に設置されています。委員会は、取締役を中心に構成され、リスク管理に必要な情報の相互共有とその対応の検討、法令遵守や倫理的行動の確保に向けた体制整備を進めています。具体的には、表面化したリスクへの対応策や潜在的なリスクの管理方法についての議論、コンプライアンス違反の再発防止策の審議、従業員への研修の実施を担当しています。また、委員会は四半期ごとに開催され、必要に応じて適切な対応策が講じられています。

#### へ．経営会議

当社では、取締役会とは別に、意思決定の迅速化と経営の透明性向上を目的として経営会議を設置しております。経営会議は原則として週1回開催され、取締役及び本部長等が参加し、各担当領域の業務状況や全社的な課題について協議・確認を行います。本会議では、各事業部門の進捗報告、業績管理、戦略方針の策定、組織運営に関する議論など、経営の重要事項が検討されます。特に、事業計画の遂行状況の確認や、財務・人事・リスクマネジメントの観点からの課題抽出と対応策の策定に重点を置いています。

#### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、グループ全体の内部通報窓口を社内及び社外法律事務所に設け、法令違反や不適切行為の早期発見・是正に努めております。

#### ④内部監査及び監査役の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、HR本部に属する1名がコーポレート本部の監査を担当し、コーポレート本部に属する1名がその他の部門の監査を担当しております。各部の監査結果につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコーポレート本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務のリスクに関して、リスクコンプライアンス委員会に対応及び管理を検討するとともに、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役の中村光裕及び小松徹也は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

#### ⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

#### ⑧役員報酬の内容

| 役員区分 | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |    |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------|----------------|--------------------|----|---------------|-----------------------|
|      |                | 基本報酬               | 賞与 | ストック<br>オプション |                       |



|                   |         |         |   |   |   |
|-------------------|---------|---------|---|---|---|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 53, 537 | 53, 537 | - | - | 3 |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | -       | -       | - | - | - |
| 社外役員              | 12, 750 | 12, 750 | - | - | 3 |

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

イ．投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けるために保有するものを純投資目的の投資株式とし、取引先等との安定的な取引関係などの維持・強化が図られ、当社の企業価値向上に資すると判断のうえ保有するものを純投資目的以外の目的の投資株式としてそれぞれ区分する方針であります。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

| 区分         | 前連結会計年度     |                         | 当連結会計年度     |                         |
|------------|-------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
|            | 銘柄数<br>(銘柄) | 連結貸借対照表計上額<br>の合計額 (千円) | 銘柄数<br>(銘柄) | 連結貸借対照表計上<br>額の合計額 (千円) |
| 非上場株式      | 5           | 9, 514                  | 4           | 9, 514                  |
| 非上場株式以外の株式 | -           | -                       | -           | -                       |

| 区分         | 当連結会計年度           |                  |                  |
|------------|-------------------|------------------|------------------|
|            | 受取配当金の合計額<br>(千円) | 売却損益の合計額<br>(千円) | 評価損益の合計額<br>(千円) |
| 非上場株式      | -                 | -                | -                |
| 非上場株式以外の株式 | -                 | -                | -                |

- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分  | 最近連結会計年度         |                 |
|-----|------------------|-----------------|
|     | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 発行者 | 16,800           | -               |
| 計   | 16,800           | -               |

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 前連結会計年度<br>(2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |
|------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部       |                          |                          |
| 流動資産       |                          |                          |
| 現金及び預金     | 1,375,762                | 1,413,331                |
| 売掛金        | 642,325                  | 586,530                  |
| 前渡金        | 43,418                   | 33,151                   |
| 前払費用       | 29,725                   | 23,373                   |
| その他        | 20,158                   | 11,365                   |
| 流動資産合計     | 2,111,390                | 2,067,752                |
| 固定資産       |                          |                          |
| 有形固定資産     |                          |                          |
| 建物附属設備     | 30,676                   | 31,739                   |
| 減価償却累計額    | △1,094                   | △3,492                   |
| 建物附属設備（純額） | 29,582                   | 28,246                   |
| 工具器具備品     | 13,852                   | 11,627                   |
| 減価償却累計額    | △5,344                   | △6,737                   |
| 工具器具備品（純額） | 8,508                    | 4,890                    |
| 有形固定資産合計   | 38,090                   | 33,137                   |
| 無形固定資産     |                          |                          |
| のれん        | 132,705                  | 98,086                   |
| その他        | 245                      | 111                      |
| 無形固定資産合計   | 132,951                  | 98,198                   |
| 投資その他の資産   |                          |                          |
| 投資有価証券     | 67,014                   | 93,369                   |
| 繰延税金資産     | 36,877                   | 24,020                   |
| 差入保証金      | 41,742                   | 39,511                   |
| その他        | 1,931                    | 5,842                    |
| 投資その他の資産合計 | 147,565                  | 162,744                  |
| 固定資産合計     | 318,607                  | 294,080                  |
| 資産合計       | 2,429,997                | 2,361,833                |

(単位：千円)

|               | 前連結会計年度<br>(2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部          |                          |                          |
| 流動負債          |                          |                          |
| 買掛金           | 592,253                  | 531,119                  |
| 未払金           | 183,846                  | 157,640                  |
| 未払費用          | 42,523                   | 38,503                   |
| 未払法人税等        | 39,537                   | 6,623                    |
| 未払消費税等        | 68,517                   | 51,472                   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 166,998                  | 123,144                  |
| 1年内償還予定の社債    | 235,000                  | 260,000                  |
| その他           | ※1 9,320                 | ※1 14,219                |
| 流動負債合計        | 1,337,995                | 1,182,723                |
| 固定負債          |                          |                          |
| 社債            | 570,000                  | 535,000                  |
| 長期借入金         | 523,332                  | 528,351                  |
| その他           | 12,090                   | 12,331                   |
| 固定負債合計        | 1,105,422                | 1,075,682                |
| 負債合計          | 2,443,417                | 2,258,405                |
| 純資産の部         |                          |                          |
| 株主資本          |                          |                          |
| 資本金           | 33,000                   | 33,000                   |
| 利益剰余金         | △46,671                  | 70,175                   |
| 株主資本合計        | △13,671                  | 103,175                  |
| 新株予約権         | 252                      | 252                      |
| 純資産合計         | △13,419                  | 103,427                  |
| 負債純資産合計       | 2,429,997                | 2,361,833                |

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

|                                     | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 売上高                                 | 1,398,588                               | 1,358,635                               |
| 売上原価                                | 380,740                                 | 248,046                                 |
| 売上総利益                               | 1,017,848                               | 1,110,588                               |
| 販売費及び一般管理費                          | ※1 1,014,373                            | ※1 1,078,180                            |
| 営業利益                                | 3,474                                   | 32,408                                  |
| 営業外収益                               |                                         |                                         |
| 受取利息                                | 119                                     | 1,934                                   |
| キャッシュバック収入                          | 13,652                                  | 8,366                                   |
| 貸倒引当金戻入益                            | 3,162                                   | —                                       |
| 投資事業組合運用益                           | —                                       | 13,855                                  |
| その他                                 | 8,285                                   | 4,239                                   |
| 営業外収益合計                             | 25,219                                  | 28,395                                  |
| 営業外費用                               |                                         |                                         |
| 支払利息                                | 13,414                                  | 16,479                                  |
| 社債発行費                               | 12,024                                  | 8,645                                   |
| 社債保証料                               | 2,452                                   | 4,091                                   |
| その他                                 | 3,141                                   | 5,688                                   |
| 営業外費用合計                             | 31,033                                  | 34,905                                  |
| 経常利益又は経常損失(△)                       | △2,340                                  | 25,898                                  |
| 特別利益                                |                                         |                                         |
| 貸倒引当金戻入益                            | 270                                     | —                                       |
| 敷金返還益                               | 2,308                                   | —                                       |
| 関係会社株式売却益                           | —                                       | ※2 111,734                              |
| 特別利益合計                              | 2,578                                   | 111,734                                 |
| 特別損失                                |                                         |                                         |
| 固定資産除却損                             | ※3 22,531                               | —                                       |
| 投資有価証券評価損                           | ※4 59,998                               | —                                       |
| 特別損失合計                              | 82,530                                  | —                                       |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)         | △82,291                                 | 137,633                                 |
| 法人税、住民税及び事業税                        | 46,772                                  | 8,637                                   |
| 法人税等調整額                             | △34,394                                 | 12,149                                  |
| 法人税等合計                              | 12,378                                  | 20,786                                  |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                     | △94,670                                 | 116,846                                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △94,670                                 | 116,846                                 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

|                 | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △94,670                                 | 116,846                                 |
| 包括利益            | △94,670                                 | 116,846                                 |
| (内訳)            |                                         |                                         |
| 親会社株主に係る包括利益    | △94,670                                 | 116,846                                 |
| 非支配株主に係る包括利益    | —                                       | —                                       |



③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本   |         |         |
|---------------------|--------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 利益剰余金   | 株主資本合計  |
| 当期首残高               | 33,000 | 47,998  | 80,998  |
| 当期変動額               |        |         |         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）  | -      | △94,670 | △94,670 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | △94,670 | △94,670 |
| 当期末残高               | 33,000 | △46,671 | △13,671 |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|-------|---------|
| 当期首残高               | 252   | 81,250  |
| 当期変動額               |       |         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）  | -     | △94,670 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -     | -       |
| 当期変動額合計             | -     | △94,670 |
| 当期末残高               | 252   | △13,419 |

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本   |         |         |
|---------------------|--------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 利益剰余金   | 株主資本合計  |
| 当期首残高               | 33,000 | △46,671 | △13,671 |
| 当期変動額               |        |         |         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -      | 116,846 | 116,846 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | 116,846 | 116,846 |
| 当期末残高               | 33,000 | 70,175  | 103,175 |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|-------|---------|
| 当期首残高               | 252   | △13,419 |
| 当期変動額               |       |         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -     | 116,846 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -     | -       |
| 当期変動額合計             | -     | 116,846 |
| 当期末残高               | 252   | 103,427 |

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                             | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|-----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー            |                                         |                                         |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△) | △82,291                                 | 137,633                                 |
| 減価償却費                       | 8,061                                   | 6,016                                   |
| のれん償却額                      | 34,618                                  | 34,618                                  |
| 社債発行費                       | 12,024                                  | 8,645                                   |
| 投資事業組合運用益                   | -                                       | △13,855                                 |
| 関係会社株式売却益                   | -                                       | △111,734                                |
| 固定資産除却損                     | 19,781                                  | -                                       |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少)             | 3,432                                   | -                                       |
| 受取利息                        | △119                                    | △1,934                                  |
| 支払利息                        | 13,414                                  | 16,479                                  |
| 投資有価証券評価損益                  | 59,998                                  | -                                       |
| 売上債権の増減額(△は増加)              | △62,711                                 | 34,849                                  |
| 棚卸資産の増減額(△は増加)              | △2,445                                  | -                                       |
| 前払費用の増減額(△は増加)              | △10,541                                 | 2,871                                   |
| 仕入債務の増減額(△は減少)              | 136,982                                 | △56,582                                 |
| 未払金の増減額(△は減少)               | 25,537                                  | △21,424                                 |
| 未払費用の増減額(△は減少)              | 654                                     | 4,465                                   |
| 未払消費税等の増減額(△は減少)            | 27,266                                  | △14,149                                 |
| その他                         | △1,612                                  | 5,012                                   |
| 小計                          | 182,050                                 | 30,912                                  |
| 利息及び配当金の受取額                 | 98                                      | 1,648                                   |
| 利息の支払額                      | △12,198                                 | △14,704                                 |
| 法人税等の支払額                    | △33,537                                 | △42,463                                 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー            | 136,413                                 | △24,607                                 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            |                                         |                                         |
| 有形固定資産の取得による支出              | △37,334                                 | △1,232                                  |
| 投資有価証券の取得による支出              | △12,500                                 | △12,500                                 |
| 差入保証金の返戻による収入               | 4,351                                   | 2,432                                   |
| 差入保証金の差入による支出               | △38,898                                 | △381                                    |
| 定期預金の預入による支出                | △6,300                                  | △4,804                                  |
| 定期預金の引出による収入                | -                                       | 30,000                                  |
| 連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出     | -                                       | ※2 △16,658                              |
| その他の投資その他資産の増減額(△は増加)       | △60                                     | -                                       |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            | △90,741                                 | △3,144                                  |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            |                                         |                                         |
| 長期借入れによる収入                  | 41,976                                  | 380,000                                 |
| 長期借入金の返済による支出               | △170,943                                | △270,839                                |
| 社債の発行による収入                  | 287,975                                 | 241,354                                 |
| 社債の償還による支出                  | △216,000                                | △260,000                                |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            | △56,991                                 | 90,515                                  |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)         | △11,319                                 | 62,763                                  |
| 現金及び現金同等物の期首残高              | 1,303,881                               | 1,292,561                               |
| 現金及び現金同等物の期末残高              | ※1 1,292,561                            | ※1 1,355,325                            |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称

株式会社セールスリクエスト

連結子会社であったQetic株式会社の全株式を2025年1月15日付で売却したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金については、ファンド運用実績の当社持分相当額を営業外損益として計上するとともに、投資有価証券に加減する処理を行っております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産

主に定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具器具備品 3～20年

###### ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

###### イ 収益認識の基本方針

当社の収益は、主としてマーケティング支援に関するものであり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約に基づき役務を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

###### ロ 広告運用業務、インサイドセールス支援業務及び広告制作業務に係る収益認識

広告運用業務及び広告制作業務については、主に各媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各媒体における広告媒体の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることからその時点で収益を認識しております。

インサイドセールス支援業務については、顧客の営業活動を支援するため、電話、電子メール、オンライン会議システム等の非対面コミュニケーション手段を活用し、見込み顧客の開拓、商談機会の創出、顧客ニーズの把握及び営業活動の支援等のサービスを提供しております。

インサイドセールス支援業務に関しては、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約で定められた営業架電、顧客へのアプローチ、商談設定その他の営業支援業務を実施し、顧客への業務報告等により当該役務の提供が完了した時点で充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

###### ハ 本人取引及び代理人取引の区分

本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。一方、顧客への財又はサービスの提供において、当社が当該財又はサービスを支配しておらず代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額又は手数料相当額を収益として認識しております。

ニ 取引対価の回収時期等

取引の対価は、履行義務の充足後、主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり  
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

|      | 前連結会計年度<br>(2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 契約負債 | 2,227千円                  | 5,505千円                  |

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

|      | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 給与手当 | 428,109                                 | 500,805                                 |

※2 関係会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社が保有するQetic株式会社の普通株式を株式会社テー・オー・ダブリューに対して譲渡したことによるものであります。

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

|        | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 建物附属設備 | 12,492千円                                | 一千円                                     |
| 工具器具備品 | 1,839                                   | —                                       |
| 撤去費用等  | 8,200                                   | —                                       |
| 計      | 22,531                                  | —                                       |

※4 投資有価証券評価損の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、投資有価証券評価損を計上しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。



(連結包括利益計算書関係)  
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

|       | 当連結会計年度期<br>首株式数(株) | 当連結会計年度増<br>加株式数(株) | 当連結会計年度減<br>少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 840,000             | -                   | -                   | 840,000            |
| A種類株式 | 1,900,000           | -                   | -                   | 1,900,000          |
| 合計    | 2,740,000           | -                   | -                   | 2,740,000          |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 内訳       | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数(株)  |    |    |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(千円) |
|----------|----------------|---------------|----|----|--------------|------------------------|
|          |                | 当連結会計<br>年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計<br>年度末 |                        |
| 第1回新株予約権 | 普通株式           | -             | -  | -  | -            | 252                    |
| 第2回新株予約権 | 普通株式           | -             | -  | -  | -            | -                      |
| 合計       |                | -             | -  | -  | -            | 252                    |

(注) 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2025年1月1日至2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

|       | 当連結会計年度期<br>首株式数(株) | 当連結会計年度増<br>加株式数(株) | 当連結会計年度減<br>少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 840,000             | -                   | -                   | 840,000            |
| A種類株式 | 1,900,000           | -                   | -                   | 1,900,000          |
| 合計    | 2,740,000           | -                   | -                   | 2,740,000          |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 内訳       | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数(株)  |    |    |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(千円) |
|----------|----------------|---------------|----|----|--------------|------------------------|
|          |                | 当連結会計<br>年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計<br>年度末 |                        |
| 第1回新株予約権 | 普通株式           | -             | -  | -  | -            | 252                    |
| 第2回新株予約権 | 普通株式           | -             | -  | -  | -            | -                      |
| 第3回新株予約権 | 普通株式           | -             | -  | -  | -            | -                      |
| 合計       |                | -             | -  | -  | -            | 252                    |

(注) 第2回新株予約権、第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

|                  | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 現金及び預金勘定         | 1,375,762千円                             | 1,413,331千円                             |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 83,200千円                                | 58,005千円                                |
| 現金及び現金同等物        | 1,292,561千円                             | 1,355,325千円                             |

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却によりQetic株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う、連結除外時の資産及び負債の内訳並びに、株式の売却価額と売却による収入(純額)との関係は、次のとおりであります。

| 項目                             | 金額(千円)   |
|--------------------------------|----------|
| 流動資産                           | 72,610   |
| 固定資産                           | 2,547    |
| 流動負債                           | △31,964  |
| 固定負債                           | △140,934 |
| 関係会社株式売却益                      | 111,734  |
| 小計(株式売却価額)                     | 13,993   |
| 当該子会社の現金及び現金同等物                | 30,652   |
| 連結範囲の変更を伴う子会社株式の<br>売却による支出(△) | △16,658  |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に投資事業組合への出資金であり、組合が投資する有価証券等の価格変動リスクや、発行体・投資先企業の事業リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち変動金利の債務については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業未払金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

### 前連結会計年度（2024年12月31日）

|                                | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 差入保証金                      | 41,742             | 40,352    | △1,389  |
| 資産計                            | 41,742             | 40,352    | △1,389  |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 690,330            | 686,786   | △3,543  |
| (2) 社債<br>(1年内償還予定の社債含む)       | 805,000            | 802,974   | △2,025  |
| 負債計                            | 1,495,330          | 1,489,761 | △5,568  |

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3)市場価格のない株式等（連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資を含む）は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分             | 前連結会計年度（千円） |
|----------------|-------------|
| 非上場株式          | 9,514       |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 57,500      |

(※4)投資事業有限責任組合への出資は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 当連結会計年度（2025年12月31日）

|                                | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 差入保証金                      | 39,511             | 37,295    | △2,216  |
| 資産計                            | 39,511             | 37,295    | △2,216  |
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 651,495            | 636,672   | △14,822 |
| (2) 社債<br>(1年内償還予定の社債含む)       | 795,000            | 793,323   | △1,676  |
| 負債計                            | 1,446,495          | 1,429,995 | △16,499 |

(※1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)売掛金、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3)市場価格のない株式等（連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資を含む）は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分             | 当連結会計年度（千円） |
|----------------|-------------|
| 非上場株式          | 9,514       |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 83,856      |

(※4)投資事業有限責任組合への出資は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、「時価の算定に関する

る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2024年12月31日)

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,375,762    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金    | 642,325      | -                   | -                    | -            |
| 差入保証金  | -            | 41,742              | -                    | -            |
| 合計     | 2,018,087    | 41,742              | -                    | -            |

当連結会計年度(2025年12月31日)

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,413,331    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金    | 586,530      | -                   | -                    | -            |
| 差入保証金  | -            | 39,511              | -                    | -            |
| 合計     | 1,999,861    | 39,511              | -                    | -            |

(注) 2. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2024年12月31日)

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債    | 235,000      | 210,000             | 170,000             | 130,000             | 60,000              | -           |
| 長期借入金 | 166,998      | 125,148             | 78,933              | 49,883              | 42,092              | 227,276     |
| 合計    | 401,998      | 325,148             | 248,933             | 179,883             | 102,092             | 227,276     |

当連結会計年度(2025年12月31日)

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債    | 260,000      | 220,000             | 180,000             | 110,000             | 25,000              | -           |
| 長期借入金 | 123,144      | 105,484             | 92,664              | 92,664              | 61,919              | 175,620     |
| 合計    | 383,144      | 325,484             | 272,664             | 202,664             | 86,919              | 175,620     |



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

|       | 時価（千円） |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 差入保証金 | -      | 40,352    | -    | 40,352    |
| 資産計   | -      | 40,352    | -    | 40,352    |
| 社債    | -      | 802,974   | -    | 802,974   |
| 長期借入金 | -      | 686,786   | -    | 686,786   |
| 負債計   | -      | 1,489,761 | -    | 1,489,761 |

当連結会計年度（2025年12月31日）

|       | 時価（千円） |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 差入保証金 | -      | 37,295    | -    | 37,295    |
| 資産計   | -      | 37,295    | -    | 37,295    |
| 社債    | -      | 793,323   | -    | 793,323   |
| 長期借入金 | -      | 636,672   | -    | 636,672   |
| 負債計   | -      | 1,429,955 | -    | 1,429,955 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、差入保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債及び長期借入金

社債及び長期借入金は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

|                        | 種類      | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|---------|-----------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | (1) 株式  | -               | -         | -       |
|                        | (2) 債券  | -               | -         | -       |
|                        | (3) その他 | -               | -         | -       |
|                        | 小計      | -               | -         | -       |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式  | 9,514           | 77,998    | △68,484 |
|                        | (2) 債券  | -               | -         | -       |
|                        | (3) その他 | 57,500          | 57,500    | -       |
|                        | 小計      | 67,014          | 135,498   | △68,484 |
| 合計                     |         | 67,014          | 135,498   | △68,484 |

(注) 投資有価証券 (その他有価証券の非上場株式) について59,998千円の減損処理を行っております。なお、時価のない有価証券の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、回復可能性があると思われる場合を除き、すべて減損処理を行う方針であります。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

|                        | 種類      | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|---------|-----------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | (1) 株式  | -               | -         | -       |
|                        | (2) 債券  | -               | -         | -       |
|                        | (3) その他 | 70,705          | 50,000    | 20,705  |
|                        | 小計      | 70,705          | 50,000    | 20,705  |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式  | 9,514           | 73,728    | △64,213 |
|                        | (2) 債券  | -               | -         | -       |
|                        | (3) その他 | 13,150          | 20,000    | △6,849  |
|                        | 小計      | 22,664          | 93,728    | △71,063 |
| 合計                     |         | 93,369          | 143,728   | △50,358 |

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況  
提出会社(親会社)  
(1) スtock・オプションの内容

|                        | 第1回新株予約権                                   | 第2回新株予約権                                   |
|------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 本制度に係る信託の受託者 1名                            | 当社取締役 1名<br>当社従業員 54名                      |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 300,000株                              | 普通株式 108,600株                              |
| 付与日                    | 2022年11月24日                                | 2024年5月1日                                  |
| 権利確定条件                 | 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りです。 | 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りです。 |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間はありません。                              | 対象勤務期間はありません。                              |
| 権利行使期間                 | 自 2022年11月25日<br>至 2037年11月24日             | 自 2026年4月20日<br>至 2034年4月19日               |

|                        | 第3回新株予約権                                   |
|------------------------|--------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数           | 当社従業員 75名                                  |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 60,700株                               |
| 付与日                    | 2025年5月12日                                 |
| 権利確定条件                 | 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りです。 |
| 対象勤務期間                 | 対象勤務期間はありません。                              |
| 権利行使期間                 | 自 2027年4月19日<br>至 2035年4月18日               |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

|           | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前 (株) |          |          |          |
| 前連結会計年度末  | 300,000  | 106,100  | —        |
| 付与        | —        | —        | 60,700   |
| 失効        | —        | 4,600    | 3,500    |
| 権利確定      | —        | —        | —        |
| 未確定残      |          | 101,500  | 57,200   |
| 権利確定後 (株) |          |          |          |
| 前連結会計年度末  | —        | —        | —        |
| 権利確定      | —        | —        | —        |
| 権利行使      | —        | —        | —        |
| 失効        | —        | —        | —        |
| 未行使残      | —        | —        | —        |

② 単価情報

|                    | 第1回新株予約権    | 第2回新株予約権   | 第3回新株予約権   |
|--------------------|-------------|------------|------------|
| 決議年月日              | 2022年11月24日 | 2024年3月29日 | 2025年3月31日 |
| 権利行使価格 (円)         | 32          | 65         | 95         |
| 行使時平均株価 (円)        | —           | —          | —          |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | —           | —          | —          |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。なお、当社株式の評価方法は、DCF法、類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

—千円

(2) 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       | 前連結会計年度<br>(2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産                |                          |                          |
| 税務上の繰越欠損金 (注)         | 65,307千円                 | 22,171千円                 |
| 有価証券評価損               | 36,429                   | 22,108                   |
| 資産除去債務                | 4,059                    | 4,245                    |
| その他                   | 2,195                    | 3,992                    |
| 繰延税金資産小計              | 107,992                  | 52,518                   |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | 65,307                   | -                        |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 293                      | 22,229                   |
| 評価性引当額小計              | 65,600                   | 22,229                   |
| 繰延税金資産合計              | 42,391                   | 30,289                   |
| 繰延税金負債                |                          |                          |
| 資産除去債務                | 4,032                    | 4,135                    |
| その他                   | 1,481                    | 2,134                    |
| 繰延税金負債合計              | 5,514                    | 6,269                    |
| 繰延税金資産 (負債) の純額       | 36,877                   | 24,020                   |

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2025年12月31日)

|                    | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円)  |
|--------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|
| 税務上の繰越<br>欠損金 (※1) | -            | -                   | -                   | -                   | -                   | 22,171      | 22,171      |
| 評価性引当額             | -            | -                   | -                   | -                   | -                   | -           | -           |
| 繰延税金資産             | -            | -                   | -                   | -                   | -                   | 22,171      | (※2) 22,171 |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、税務上の繰越欠損金を有する各社の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   | 前連結会計年度<br>(2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(2025年12月31日) |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 法定実効税率            | - %                      | 33.58%                   |
| (調整)              |                          |                          |
| 住民税均等割            | -                        | 0.20                     |
| 評価性引当額の増減         | -                        | △1.11                    |
| のれんの償却額           | -                        | 8.45                     |
| 関係会社株式売却益         | -                        | △23.85                   |
| 連結子会社との税率差異       | -                        | △1.36                    |
| その他               | -                        | △0.80                    |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | -                        | 15.10                    |

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当社は、2024年12月26日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社であったQetic株式会社の全株式を、株式会社テー・オー・ダブリューに譲渡いたしました。これにより、同社は当社の連結範囲から除外されております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社テー・オー・ダブリュー

(2) 分離した企業の名称及びその事業の内容

分離した企業の名称：Qetic株式会社

事業の内容：広告クリエイティブ制作

(3) 事業分離を行った主な理由

デジタルクリエイティブ制作事業等を展開する同社の子会社化以降、クリエイティブ制作部門においては期待通りのシナジーが創出されました。しかし、オフラインイベント事業については市場環境の変化等により業績回復が遅滞したため、東証グロース市場への上場を見据えて経営資源をコア事業であるマーケティング支援へ集中させることといたしました。これにより、グループ全体の収益性向上および財務健全性の早期確立を図るため、同社株式を売却いたしました。

(4) 事業分離日

2025年1月15日

(5) 事業分離の法的形式その他取引の概要に関する事項

法的形式：現金を対価とする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益：111,734千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正の帳簿価額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 72,610千円  |
| 固定資産 | 2,547千円   |
| 資産合計 | 75,157千円  |
| 流動負債 | 31,964千円  |
| 固定負債 | 140,934千円 |
| 負債合計 | 172,898千円 |

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

当連結会計年度の期首をみなし株式譲渡日として事業分離を行っており、当連結会計年度の連結損益計算書には譲渡した子会社に係る損益は含まれておりません。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

マーケティング支援事業

なお、当社グループは、「マーケティング支援事業」の単一セグメントであります。



(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、マーケティング支援事業の単一セグメントですが、主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| マーケティング支援事業   | (単位：千円)                                 |                                         |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|               | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
| 広告運用支援        | 909,219                                 | 992,229                                 |
| インサイドセールス     | 280,511                                 | 366,406                                 |
| 広告クリエイティブ制作   | 208,857                                 | -                                       |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,398,588                               | 1,358,635                               |
| その他の収益        | -                                       | -                                       |
| 外部顧客への売上高     | 1,398,588                               | 1,358,635                               |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(棚卸資産関係)  
重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名  | 売上高     | 関連するセグメント名  |
|------------|---------|-------------|
| オフィスコム株式会社 | 140,659 | マーケティング支援事業 |

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名  | 売上高     | 関連するセグメント名  |
|------------|---------|-------------|
| オフィスコム株式会社 | 165,785 | マーケティング支援事業 |
| 株式会社キーエンス  | 139,604 | マーケティング支援事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合<br>(%)     | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------------|-----|------------------|-----------|---------------------------|-----------|----------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 鈴木 多聞      | -   | -                | 当社代表取締役   | (被所有)<br>直接24.1<br>間接47.4 | 債務被保証     | 当社の銀行借入及び社債に対する債務被保証 | 517,442      | -  | -            |

(注) 当社は、一部の銀行借入及び社債に対して債務保証を受けております。取引金額については保証を受けている銀行借入及び社債の期末残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合<br>(%)     | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------------|-----|------------------|-----------|---------------------------|-----------|----------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 鈴木 多聞      | -   | -                | 当社代表取締役   | (被所有)<br>直接24.1<br>間接47.4 | 債務被保証     | 当社の銀行借入及び社債に対する債務被保証 | 254,970      | -  | -            |

(注) 当社は、一部の銀行借入及び社債に対して債務保証を受けております。取引金額については保証を受けている銀行借入及び社債の期末残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

|                             | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|-----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額                   | △34.13円                                 | 104.97円                                 |
| 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失(△)) | △112.70円                                | 139.10円                                 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

|                                | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日) | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日) |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額                      |                                         |                                         |
| 純資産の部の合計額(千円)                  | △13,419                                 | 103,427                                 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円)          | 15,252                                  | 15,252                                  |
| うち種類株式払込金額(千円)                 | 15,000                                  | 15,000                                  |
| うち優先配当額(千円)                    | -                                       | -                                       |
| うち新株予約権(千円)                    | 252                                     | 252                                     |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円)             | △28,671                                 | 88,175                                  |
| 一株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 840,000                                 | 840,000                                 |

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                         | 前連結会計年度<br>(自2024年1月1日<br>至2024年12月31日)                       | 当連結会計年度<br>(自2025年1月1日<br>至2025年12月31日)                       |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純損失(△))(千円)               | △94,670                                                       | 116,846                                                       |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                                        | -                                                             | -                                                             |
| うち優先配当額(千円)                                             | -                                                             | -                                                             |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△))(千円) | △94,670                                                       | 116,846                                                       |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                         | 840,000                                                       | 840,000                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要         | 第1回新株予約権<br>(ストック・オプション)<br>(新株予約権の数3,000個)<br>(普通株式300,000株) | 第1回新株予約権<br>(ストック・オプション)<br>(新株予約権の数3,000個)<br>(普通株式300,000株) |
|                                                         | 第2回新株予約権<br>(ストック・オプション)<br>(新株予約権の数1,061個)<br>(普通株式106,100株) | 第2回新株予約権<br>(ストック・オプション)<br>(新株予約権の数1,015個)<br>(普通株式101,500株) |
|                                                         |                                                               | 第3回新株予約権<br>(ストック・オプション)<br>(新株予約権の数572個)<br>(普通株式57,200株)    |

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、株式会社Maroo(以下、「Maroo」という。)の株式を100%取得することを決議し、Maroo代表取締役の山梨寛弥氏と株式譲渡契約を締結いたしました。当該契約に基づき、2026年1月21日付で全株式を譲り受け、完全子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

1 被取得企業の名称及びその事業の内容

イ. 名称 株式会社Maroo

ロ. 事業内容 インサイドセールス支援事業

2 企業結合を行った主な理由

この度、当社グループは、マーケティング/セールス領域支援事業の更なる拡大を目的としてMarooをグループへ迎えることにいたしました。長年に亘りお客様と時代のニーズを捉えてサービスを展開してきたMarooは、当社グループにはないサービス提供ノウハウ、お客様基盤を有しております。これにより、インサイドセールス領域における競合他社に対し、差別化を図ることができるものと考えております。

3 企業結合日

2026年1月21日

4 企業結合の法的形式

株式取得

5 結合後企業の名称

株式会社Maroo

6 取得した議決権比率

100%

7 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の100%を取得したことによります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 (現金) 200百万円

取得原価 200百万円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンスに係る費用等 5,000千円

(4) 取得原価の配分に関する事項

1 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2 発生したのれんの金額、発生原因及び償却方法

現時点では確定しておりません。



⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名    | 銘柄                    | 発行年月日           | 当期首残高<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円)        | 利率 (%) | 担保 | 償還期限            |
|--------|-----------------------|-----------------|---------------|----------------------|--------|----|-----------------|
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第2回無担保社債 | 2020年<br>3月25日  | 15,000        | -                    | 年0.25% | 無  | 2025年<br>3月25日  |
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第3回無担保社債 | 2020年<br>4月27日  | 10,000        | -                    | 年0.35% | 無  | 2025年<br>4月25日  |
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第4回無担保社債 | 2022年<br>3月25日  | 200,000       | 120,000<br>(80,000)  | 年0.36% | 無  | 2027年<br>3月25日  |
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第5回無担保社債 | 2023年<br>10月10日 | 280,000       | 210,000<br>(70,000)  | 年0.29% | 無  | 2028年<br>10月10日 |
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第6回無担保社債 | 2024年<br>8月13日  | 300,000       | 240,000<br>(60,000)  | 年0.29% | 無  | 2029年<br>8月10日  |
| ㈱りそな銀行 | 株式会社オーリーズ<br>第7回無担保社債 | 2025年<br>6月10日  | -             | 225,000<br>(50,000)  | 年0.29% | 無  | 2030年<br>6月10日  |
| 合計     | -                     | -               | 805,000       | 795,000<br>(260,000) | -      | -  | -               |

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

| 1年以内(千円) | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 260,000  | 220,000         | 180,000         | 110,000         | 25,000          |

【借入金等明細表】

| 区分                      | 当期首残高<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) | 平均利率<br>(%) | 返済期限                |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金         | 166,998       | 123,144       | 1.64        | -                   |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 523,332       | 528,351       | 1.26        | 2027年5月～<br>2032年5月 |
| 合計                      | 690,330       | 651,495       | 1.33        | -                   |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分    | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 105,484         | 92,664          | 92,664          | 61,919          |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第 8 【発行者の株式事務の概要】

|            |                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度       | 毎年 1 月 1 日から12月31日まで                                                                                                                     |
| 定時株主総会     | 毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内                                                                                                                      |
| 基準日        | 毎年12月31日                                                                                                                                 |
| 株券の種類      | -                                                                                                                                        |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年12月31日<br>毎年 6 月30日                                                                                                                    |
| 1 単元の株式数   | 100株                                                                                                                                     |
| 株式の名義書換え   |                                                                                                                                          |
| 取扱場所       | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ 信託銀行株式会社                                                                                                      |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ 信託銀行株式会社                                                                                                      |
| 取次所        | -                                                                                                                                        |
| 名義書換手数料    | 無料                                                                                                                                       |
| 新券交付手数料    | -                                                                                                                                        |
| 単元未満株式の買取り |                                                                                                                                          |
| 取扱場所       | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ 信託銀行株式会社                                                                                                      |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ 信託銀行株式会社                                                                                                      |
| 取次所        | -                                                                                                                                        |
| 買取手数料      | 無料                                                                                                                                       |
| 公告掲載方法     | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。<br>公告掲載 URL <a href="https://allis-co.com/">https://allis-co.com/</a> |
| 株主に対する特典   | 該当事項はありません。                                                                                                                              |

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第 128 号第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が TOKYO PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。



#### 第四部【株式公開情報】

##### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日       | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の発行者との関係等          | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所                  | 移動後所有者の発行者との関係等    | 移動株数(株)                           | 価格(単価)(円) | 移動理由                           |
|-------------|---------------|-----------|--------------------------|---------------|----------------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 2024年12月19日 | 足立誠愛          | 東京都世田谷区   | 特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名） | 合同会社インテグリティ   | 東京都世田谷区用賀2-28-11クレセント用賀105 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 250,000                           | -         | 所有者の意向による株式譲渡                  |
| 2026年6月29日  | -             | -         | -                        | 合同会社T&CO      | 東京都江東区豊洲四丁目9番13号414        | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | A種優先株式△1,300,000<br>普通株式1,300,000 | -         | 2026年6月29日付定款変更によるA種優先株式の廃止による |
| 2026年6月29日  | -             | -         | -                        | 鈴木多聞          | 東京都江東区                     | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | A種優先株式△600,000<br>普通株式600,000     | -         | 2026年6月29日付定款変更によるA種優先株式の廃止による |

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025年12月31日）から起算して2年前（2024年1月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目          | 新株予約権①                                                                                 | 新株予約権②                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日       | 2024年5月1日                                                                              | 2025年5月12日                                                                             |
| 種類          | 第2回新株予約権<br>(ストックオプション)                                                                | 第3回新株予約権<br>(ストックオプション)                                                                |
| 発行数         | 普通株式102,900株                                                                           | 普通株式60,700株                                                                            |
| 発行価格        | 65円(注)3                                                                                | 95円(注)3                                                                                |
| 資本組入額       | 33円                                                                                    | 48円                                                                                    |
| 発行価額の総額     | 6,688,500円                                                                             | 5,766,500円                                                                             |
| 資本組入額の総額    | 3,395,700円                                                                             | 2,913,600円                                                                             |
| 発行方法        | 2024年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 | 2025年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)1                                                                                   | (注)1                                                                                   |

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。
- ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年12月31日であります。

2. 当社株式の評価方法は、DCF法、類似会社比準法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

|          | 新株予約権①                       | 新株予約権②                       |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 行使時の払込金額 | 1株につき65円                     | 1株につき95円                     |
| 行使期間     | 2026年4月20日から<br>2034年4月19日まで | 2027年4月19日から<br>2035年4月18日まで |

|                | 新株予約権①                                                    | 新株予約権②                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 行使の条件          | 「第二部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 | 「第二部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとしております。                | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとしております。                |

## 2【取得者の概況】

### 新株予約権①

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円) | 取得者と発行者との関係         |
|------------|---------|----------------|-------------|-------------------|---------------------|
| 原 秀一       | 東京都世田谷区 | 会社役員           | 30,000      | 1,950,000<br>(65) | 特別利害関係者等<br>(当社取締役) |
| 当社従業員 54名  | —       | 会社員            | 72,900      | 4,738,500<br>(65) | 当社従業員               |

### 新株予約権②

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円) | 取得者と発行者との関係 |
|------------|--------|----------------|-------------|-------------------|-------------|
| 当社従業員 75名  | —      | 会社員            | 60,700      | 5,766,500<br>(95) | 当社従業員       |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はございません。

### 第3【株主の状況】

| 氏名又は名称            | 住所                                 | 所有株式数（株）             | 株式総数に対する<br>所有株式数の割合<br>（％） |
|-------------------|------------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 合同会社T&C0 ※1, 2    | 東京都江東区豊洲四丁目9番13号<br>414            | 1,300,000            | 43.88%                      |
| 鈴木多聞 ※1, 3        | 東京都江東区                             | 660,000              | 22.28%                      |
| 足立誠愛 ※1, 4        | 東京都世田谷区                            | 250,000              | 8.44%                       |
| 合同会社インテグリティ ※1, 2 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号<br>渋谷道玄坂東急ビル2F-C | 250,000              | 8.44%                       |
| 宇賀田徹 ※1, 5        | 東京都渋谷区                             | 110,000              | 3.71%                       |
| 藤井貴志 ※1, 5        | 千葉県船橋市                             | 110,000              | 3.71%                       |
| 三瀧トキ ※1           | 京都府京都市上京区                          | 60,000               | 2.03%                       |
| 原秀一 ※4            | 東京都世田谷区                            | 30,000<br>(30,000)   | 1.01%<br>(1.01%)            |
| 当社従業員 107名 ※5     |                                    | 192,300<br>(192,300) | 6.49%<br>(6.49%)            |
| 計                 | —                                  | 2,962,300            | 100%                        |

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）

※2 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

※3 特別利害関係者等（当社代表取締役）

※4 特別利害関係者等（当社取締役）

※5 当社従業員

2. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 10 日

株式会社オーリーズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

本間 洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

尾形 隆紀

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーリーズの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーリーズ及び連結子会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の 2024 年 12 月 31 日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上